

平成 24 年度第 2 回豊橋市立小・中学校通学区域審議会 会議録要旨

- 1 開催日時 平成 24 年 12 月 6 日（木）午後 3 時～午後 4 時 30 分
- 2 開催場所 豊橋市役所東館 12 階 122 会議室
- 3 出席者 委員 堀田伸一、廣田勉、木所壮太、牧野修治、村川博美、
福井基明、戸田文雄 ※敬称略
事務局 加藤正俊（教育長）、石黒拓夫（教育部長）、加藤喜康
（教育政策課長）、宮崎正道（学校教育課長）、村田敬三（教育政策課主幹）、
小田恵司（教育政策課長補佐）、柴田祥宏（教育政策課指導主事）、
山本誠二（教育政策課主査）、大橋史明（教育政策課）
- 4 欠席委員 柴田哲郎※敬称略
- 5 議 事
進行：戸田文雄副委員長
委員長の辞任について
委員長が辞任をしたため、副委員長が議事進行を行うことを教育政策課長より説明。
 - 1 特定地域隣接校選択制度の現状等について
 - 2 岩田小学校区における選択制度の今後について
 - 3 今後のスケジュールについて
 - 4 その他

○主な意見、質問

1 特定地域隣接校選択制について

教育政策課長より別添資料により説明

<委員長>

特定地域隣接校選択制を導入している 3 校区のうち岩田校区については、議論をしていく必要があります。

<委員>

どのような状況になったら特定地域隣接校選択制度を廃止するかの議論を導入時に行わなかったことが、そもそも問題となるのではないのでしょうか。

<委員長>

制度導入時には、その利点をどのように考えていたのか。

<教育政策課長>

過大規模化していたため子どもたちの教育環境を良くするために始めたが、最初は校区

の組み替えも含めて検討しており、必ずしも最も良い方法として導入したわけではなく、苦渋の選択で行った。

<委員>

中岩田三区との意見交換に参加した23名は、ほとんどが豊小学校に通う児童の親ですか。

<教育政策課長>

20人くらいが豊小学校へ通う児童の親であったと思います。もちろん、岩田小学校に通っている児童の保護者もいました。

2 岩田小学校区における選択制度の今後について

教育政策課長より別添資料により説明

<委員長>

本日欠席の柴田委員の意見を預かっていますので、紹介をします。

今後想定される課題についてです。

廃止時期が早すぎるという点については、特定地域隣接校選択制度をこの地域に導入する際にどのような説明を行ってきたかに尽きると思います。「岩田小学校が1,000人を超える可能性がある期間内」という説明がなされてきたのであれば、全く問題ないと考えます。

選択制度を利用できる前提で家（土地）を購入した方への対応は、前項にも関係すると思いますが、当初から期限付きの制度であれば、丁寧に説明をして了解をしていただくしかならないと思います。特別扱いして地域内の収集がつかなくなるよりは、行政の方で苦勞すべきだと考えます。

兄・姉が卒業した後でも兄・姉が卒業した学校（豊小・多米小学校）に入学させたい意向をもつ方への対応は、例外は極力少なくした方がよいと思います。したがって、前項同様、そのような家庭には丁寧に行政が説明をして理解していただくことが良いと思います。

豊校区へ編入したいという意見への対応は、地域の問題だと思います。しかし、豊小学校の選択率が50%に満たない現状では、論外のような気がします。現状では、認める必要はないと考えます。ただ、1年生の選択率が90%という高率であることは、どのように理解すれば良いのでしょうか。もし認める場合は、他に影響が出ないよう、しっかりと考え方をまとめておく必要があると考えます。

<委員>

経過措置を設けることについては、いいと思います。

柴田委員の意見についてですが、4つの課題がやはり一番の課題だと思います。

中岩田三区での意見交換会の意見は、あくまで豊を選んでいる人たちの意見であるので、岩田を選んだり、児童がいなかったりする親の意見を聞かないと分からないので、これだ

けを持って住民の総意とは言えないのではないのでしょうか。

吉田方をずっと見てきた経験から言わせてもらえば、この制度は続ければ続けるほど課題は出てくるので、岩田では制度を廃止できるのであればできるだけ早く廃止する方がいいと思います。

また土地を購入した人たちでこれから入学する子どもたちについては、認めずに丁寧に説明をしていく必要があると思います。

豊校区への編入については、やはり問題外だと思います。

<教育政策課長>

中岩田三区で行った意見交換会は、結果はこれだけの方しか来ていなかったですが、案内は全世帯を対象に行いました。

<委員>

廃止時期が早すぎるという課題は、なぜ想定されたのでしょうか。

<教育政策課長>

意見交換会では、経過措置のことを詳しく説明しなかったのも、あくまで想定としておいてあります。

<委員>

基本的には丁寧に説明をしていくことが求められていると思います。

<委員>

岩田小学校の過大規模校が解消されているのであれば、事務局の提案どおりで良いと思います。

<委員>

戻すならできるだけ早くがいい。そして、特定地域隣接校選択制度を導入した目的が解消されたので制度をやめるということであれば、説明の理由になると思います。

<副委員長>

家が岩田にあって、長い間生活していくのであれば、地域、近所とのつながりは大切であり、基本的には居住する地域と通学する学校が一致している方が良いと思います。

<委員>

家を購入した人への対応については、校区の見直しを行うときはどこでも起こりうる課

題ですよね。特定地域隣接校選択制は、あくまで暫定的な措置であって、本来は岩田小学校であるということを丁寧に説明するしかないと思います。

<副委員長>

みなさんに次の三点について諮らせてください。

- ・基本的に廃止でよいか。
- ・廃止の時期はこれでよいか。
- ・経過措置はこれでよいか。

岩田校区における特定地域隣接校選択制度は、廃止するとしてよいと考えられる方。

【全員挙手】

<副委員長>

続いて廃止の時期についてですが、平成 26 年度入学者から廃止としたいですが、よろしいでしょうか。同意の方、挙手をしてください。

【全員挙手】

<副委員長>

経過措置についてですが、現在の在校生及び在校生の弟・妹のみ認めるという事務局案でよろしいでしょうか。同意の方、挙手をしてください。

【全員挙手】

<副委員長>

事務局の提案どおりでよいということでしたが、説明会での地元の意見なども含めて慎重に進めていただけたらと思います。

<教育長>

確認ですが、兄・姉が在学中に経過措置を使って入学した弟・妹は、兄・姉が卒業した後でも、選択肢にいれられるのですね。

一番長い場合は、いつまで続くことになりますか。

<教育政策課長>

兄・姉がいれば弟・妹は入学することができるので、ずっと続く可能性はあります。しかし、一人だけになったとき通学の安全を考えると、そのような選択は取りにくいと思い

ます。

<教育長>

これを廃止するとなると、導入のときのことが問題になると思います。廃止の条件等について明確なことを言っていなかったことは、反省する点だと思います。

豊橋市は、地域コミュニティを重視してきた街づくりをしてきたという経緯を考えると、品川区などで導入されている自由度の高い学校選択制を行っているわけではないです。豊橋市で行ってきた選択制度は、学校規模の適正化を図るためにやむを得ず行ってきたということをはっきりさせておかなければならないです。

3 今後のスケジュールについて

おおよそ事務局案を進めば、豊橋市小・中学校通学区域審議会へ年明けに諮問、3月に答申し、3月下旬の教育委員会定例会で最終意思決定及び規則改正を行う。

4月以降周知を行う。